

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければならない。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければならない。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「自ら考え、行動し、挑む力を育成する ～ つながりの中で学び合う学校 ～」を教育目標としており、何より自尊感情を高く持つと同時に他者を心から理解し尊重できる人に成長するという人権教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- インターネット、SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされたり、させられたりする 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称「生活指導委員会」

(2) 構成員

全教職員

*** SC、SSW、教育相談員等**

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画（別添1）

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

コア会議は、毎週に検討会議を開催し、必要に応じて取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、学校基本方針や計画の見直しなどを行う。

第2章 いじめ防止

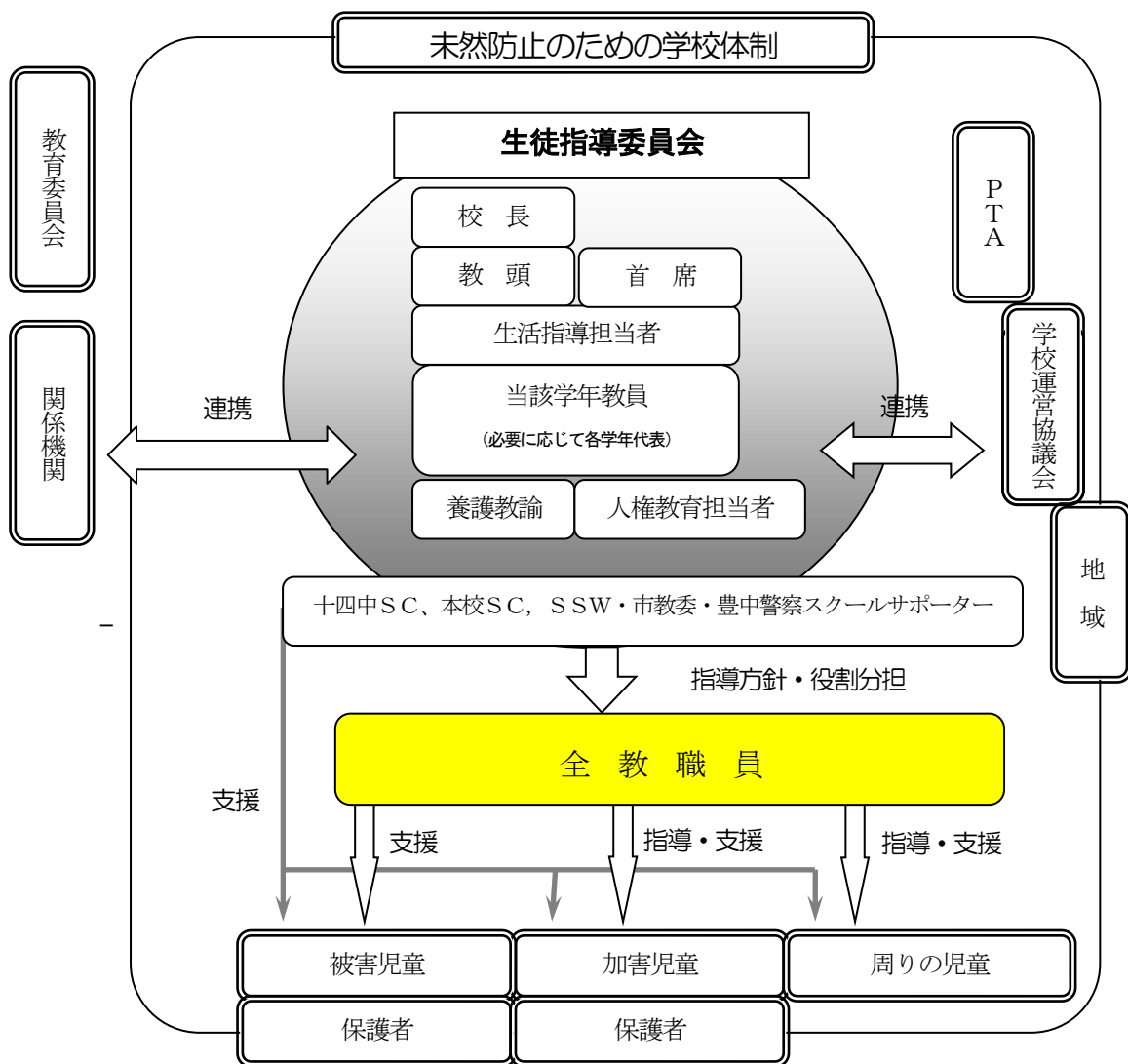
1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者どうしの信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

いじめの未然防止の基本姿勢として

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人ひとりの有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために常に児童のようすを観察し、それに適応した手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけではなく関係機関や専門家と連携して解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して事後指導にあたる。



2 いじめの防止のための措置

- ・児童一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- ・教師一人ひとりが「わかる授業」を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図る。また、全ての児童が授業や行事のなかで活躍できる場面を設定することで達成感・成就感を育て、教育活動の中で自己有用感を味わい、それぞれの自尊感情を育むことができるよう努める。さらに、命の大切さについての指導を行う。

すなわち、いじめに向かわせないため、学校で取り組むべき課題は、規律・学力・自己有用感が大切であることを、全教職員が共通認識し、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。見て見ぬふりをするのは、「傍観者」として、いじめに加担していることを知らせる。

- ・児童生徒が自主的にいじめ問題について考え、議論する場と姿勢を培い、よりよい集団作りへと導く。

第3章 早期発見（早期発見といじめ事案の対処方法）

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができなかつたりすることが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しかつたりするなどの状況にある児童がいじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、

- ① 何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性。
- ② 隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力。
- ③ よりよい集団にしていこうとする熱い行動力。

が求められている。

しかしながら、これら以前の問題として児童が教職員にシグナルを発信することができるのは、児童と教職員の間信頼関係があると言う事が必要である。よって、教職員にはたとえ微弱なシグナルであっても、それは児童が多なる勇気を振り絞つてのシグナルであるという事を肝に銘じてできる限り迅速に対応することが求められる。また、構築した信頼関係を維持し続けるためにも発信者を裏切ってしまうような言動は慎まねばならない。

「いじめはどの学校にも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、積極的な認知をおこなう。全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察をていねいに行うことによって児童の小さな変化を見逃さない感覚を身につけることが必要である。また、おかしいと感じた児童がいる場合は、学年会や木曜日の朝会時の「子どもの交流」などで気づいたことを共有し、より多くの目で当該児童を見守ることが必要である。

また、児童生徒が自主的にいじめ問題について考え、コミュニケーション能力を養成し、よりよい集団作りの場とする。

2 いじめの早期発見のための措置（教育相談体制）

(1) 実態把握の方法として・・・

- ・すべての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察をていねいに行う。
- ・おかしいと感じた児童がいる場合は担任一人で抱え込まず、情報共有をすることで学校として全教職員で当該児童を見守る。
- ・様子に変化を感じた児童がいる場合は教師が積極的にはたらきかけを行い、児童に安心感を持たせるとともに、問題の早期解決に取り組む。
- ・学期ごとに「こころとからだのアンケート」を行い児童の行動や人間関係、悩みなどを把握する。担任に相談しにくい場合は、管理職・保健室の養護教諭等に相談してもよいと知らせておく。

(2) 保護者と連携して児童を見守るため・・・

保護者や地域の方とは行事などを通して交流を行い、問題行動が見られた時だけの家庭連絡ではなく、普段からの交流を心がけ、子どもの状況の把握に努める。問題が生じた時には家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を丁寧に伝えるとともに、家庭での様子や友だち関係についての情報を集め指導に生かす。

- (3) 児童、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として・・・
- ・担任だけでなく生活指導担当者・養護教諭・管理職など話しやすいところで相談できることを伝える。
 - ・学校や家庭で相談しにくい状況がある場合は、教育委員会の相談窓口などを紹介する。
 - ・SC, SSWの活用も行う。
- (4) 学校だよりなどの文書配付やPTA運営委員会で、保護者へ相談体制を広く周知し、学校アンケートで適切に機能しているかなど、定期的に学校体制を点検していく。
- (5) 教育相談等で得た児童の個人情報の他機関への提供については、事前に使用目的、使用期限を明確に伝え、保護者の了解のもとに行う。その対外的な取扱いについて、基本的には公表しない。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった児童のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童どうしが、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

具体的な児童や保護者への対応については、必要に応じて外部機関との連携もとりながら、それぞれの児童に対しての成長の願望を土台にして、誠意ある対応を心がけるべきである。

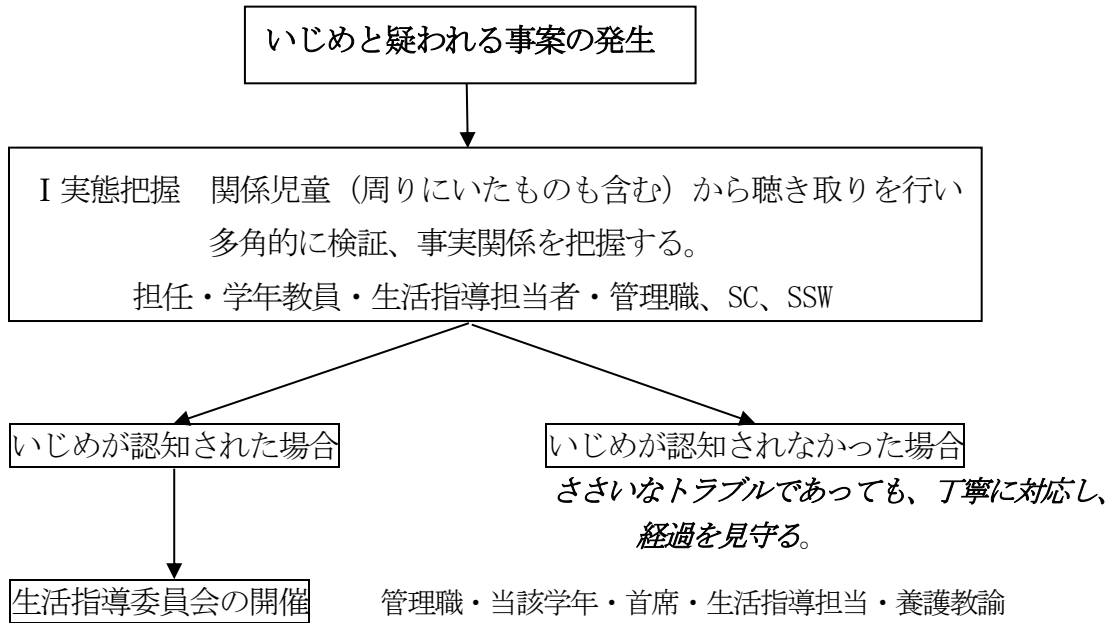
いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件を満たしている必要がある。

- ① いじめに係る行為が、少なくとも3か月間を目安に止んでいること。
- ② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童が心身の苦痛を感じていないと認められること。

である。

上記の2つの要件を満たしていても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。教職員は、相当の期間、被害・加害児童を見守るとともに、被害児童とその保護者に対しての面談により、「解消」の判断の一助とする。「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、被害・加害児童を日常的に見守る必要がある。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応（生活指導体制）



- ・ 正確な情報の共有
- ・ 加害児童、被害児童どちらに対しても児童の今後を最重要に考えた指導の流れを検討し決める。
- ・ 保護者への連絡内容（誰が、いつ、どこで、何を、どう伝えるか）を協議・確認する。

☆ 保護者への連絡については、できるだけ家庭訪問等直接顔を見て丁寧に伝える。

☆ 早期解決に向けての取り組み

- ・ 被害児童の心のケア
- ・ 加害児童にも寄り添った見守り
- ・ 学年・学校への落とし込み

3 いじめられた児童又はその保護者への支援（校内指導体制）

【いじめられた児童への対応】 担任・学年所属教員・生活指導担当・養護教諭・管理職

- (1) いじめられた児童の安全を確保するとともに、徹底して守り通すことを伝え、不安を取り除くように努める。
 - (2) 信頼できる人（親しい友人や教員や家族など）と連携し、寄り添う体制をつくる。
 - (3) 「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝え、自尊心を高める。
 - (4) いじめられた児童の心のケアに努め、状況に応じてSC とのカウンセリングを行う。
 - (5) いじめられた児童の長所を見つけ、認めることで自信をもたせる。
- ※ いじめに係る行為が止んでいることを、3か月間を目安に見守りや面談を行う。

【いじめた児童への対応】 担任・学年所属教員・生活指導担当・管理職

- (1) いじめる児童には、毅然とした態度で指導を行う。
- (2) いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。

- (3) 教師のいないところでもいじめが続くことも留意して指導にあたる。
- (4) 児童の状況に応じて、反省を促すための個別指導を実施する。
 - ※ その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーの協力を得て、組織的に、その再発を防止する措置をとる。
 - ※ 必要に応じて教育委員会・豊中警察スクールサポーターと連携し指導にあたる。
 - ※ いじめに係る行為が止んでいることを、3か月間を目安に見守りを行う。

【いじめられた児童の保護者への対応】 担任・生活指導担当・管理職

- (1) いじめについて学校が把握している実態や経緯を隠さず伝える。
- (2) 誠意ある対応を心がける。
- (3) いじめられている子どもを守り通すことを十分に伝える。
- (4) 解決するまで継続的に家庭との連携を図る。
- (5) 事態が収束したかに見えても、引き続き連携しての見守りをしていくことを伝える。

【いじめた児童の保護者への対応】 担任・生活指導担当・管理職

- (1) いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者のつらく悲しい気持ちに気づかせる。
- (2) いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示し、家庭でも十分に言い聞かせてもらうよう要請する。
- (3) 聴き取り途中などで明らかになった「いじめの背景」に、家庭の問題が感じられた場合、事案の収集で解決と考えず、家庭との連携を取り、いじめた児童への見守り指導も継続する。

【学級・全体指導】 担任・学年所属教員・首席・生活指導担当・管理職

- (1) 学級会や学年集会、全校朝礼などで、いじめは絶対に許されない行為であることを指導する。
- (2) いじめを自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを見たらすぐに先生に伝えるよう指導する。
- (3) いじめにあった児童の気持ちと、それにそった指導の道筋を常に考える。
- (4) 生活指導委員会にて対外的な措置が必要と考えられる事案については、教育委員会、豊中警察スクールサポーター等、関係機関と情報共有を行い、連携して対応していく。

4 その他

- ※ 事案の状況によっては「いじめ」という言葉を安易に使用せず、「困っています」「いやがっている」「しんどい思いをしている」等の言葉を使用し、保護者対応に当たることが望ましい。
- ※ 認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。
そのような趣旨の校内研修も充実させていく。
- ※ 運動会や宿泊行事、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるような集団づくりを通して、適切に支援する。
- ※ インターネットや SNS 等でのいじめに関しても、生活指導委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。また、教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラルに関する学習をすすめる。

※ 教職員は一人で抱え込まず、速やかに管理職、学年や生活指導担当者等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（生活指導委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

平成26年（2014年）3月7日策定

平成30年（2018年）3月23日改定

令和元年（2019年）8月13日改定

令和2年（2020年）12月10日改定

令和3年（2021年）5月1日改定

令和4年（2022年）5月11日改訂

令和6年（2024年）5月22日改定

令和7年（2025年）5月14日改定

令和8年（2026年）4月2日改定